

HAND IN HAND

はんど いん はんど

貴重な体験者の話

離婚を考えたこともない人は離婚は大もくわな夫婦喧嘩の延長であるにとらえ、全くケースバイケースだから口など出さないうほうがいいと鬼っているのが、現状のようです。

でも、本当にそうでしょうか。もちろん、夫婦の性格も状況も違うから、離婚といても一言でくることはできません。でも共通の事柄、方法は多くあり、もし、それを体験者が伝えれば、同じ苦労をしないでも済みます。有利な情報と手段を得て、勇気づけられる人も増えるでしょう。そして、多くの離婚体験者の赤裸々で貴重な話が集まればそれは社会を変える力にもなるはずです。遅々とした歩みでも離婚した人たちが生きやすい社会にできるはずです。

この、はんどいんはन्दの機関誌と会は、そのために発足したのです。次夏のSさんからのお手紙のように母子寮に集まることでも何でもいたこうです。お子さんとのちょっとした会話や、男手がなくて困ったことなど何でもメモをしておいて下さいませんか。

「はんどいんはन्द情報箱」を設けますので、ぜひそへ
送付して下さい。(円より子)

逐次刊行物

13.2.14

国立女性教育会館
女性教育情報センター

7

母子寮に住んで裁判離婚した私の場合

調停から地裁へ

皆さん！お元気ですか？
 離婚講座には、今年の一月より出席していません。その度に「ろんな人がいるんだな」と感じ「私も頑張らなければ」と決意を新たに帰ってまいります。

私の場合は調停が不調になり、現在、地方裁判所で和解調停が終って感じた事は、調停委員の方に、自分の立場を納得してもらわねばならないという事です。この納得してもらおう事が簡単なようで、なかなか難しいのです。本当に困っている状態を話し、どの方法を聞いてみるのです。

そして、自分にも悪い所があつたんだと思ひますが、どのようにしたら良いでしょうか！。その道のフロム（調停委員）に委ねる事です。そうすれば、親身になつてくれます。（私の経験から、権利意識としての持つていき方は、調停委員の心証を害するので止めた方が良いと思ひます。）

私も本当に困つていたので、困つて居る状態を（生活費にも、住居の家賃にも話ししました所、審判官から「福祉事務所へ行ってみなさい！きつと、善処してくれるでしょう。」との事で、よく、福祉事務所へ行つて事情を話したところ、二三日して、すぐ職員がきて調査をしてくれました。保健料もおえず、具合の悪か

た柔に、すぐ保護（生活、住居医療、教育）の手続きをとつてくれました。又、その時住んでいた所は、家賃を何ヶ月も滞納したので、すぐにでも出なければならぬ事を話すと「母子寮へも空きがあれば入れますよ」との返事、さつそく、電話をしてもらい、一ヶ月後は入寮出来るようになりました。その際の引越し代金を心配していたら、それも支給してくれるとの事で進んだんだなと思ひました。

母子寮って 致れり尻危りの所ですよ！

私の住んで居る母子寮は、公立のもので、まず、何より嬉しいのは家賃がいらない事です。そして、それは児童課の管轄になつて居るので、ですから、例えば、児童が一年生、三年生の母子家庭では、優先して学童保育がなされ、学校内にある、四年生以上の子供

を持つた母子家庭でも、寮に児童担当の職員の方がいて、一緒に遊んだり、学習室で工作をしたり、夏休みにはキャンプやピクニック、プールへ連れていってくれたりします。子供が病気になる時は寮母さんがいて、看病もしてくれ、安んじて働かざるやうに安んじて働かざるやうになつていきます。

春と秋には遠足があり、これも無料です。この時は親子ともに参加できて食事もつきます。この他にも、子供達にとって楽しい行事が沢山あります。

私も今までは「生活保護だけは絶対受けたくない等」と言っていました。現在では保護が受けられ、母子寮へ入寮出来て本当に良かったと思つております。

暴力をふるう夫から逃れる為の「かけこみ寺」して入寮している方もおります。もちろん秘密に。また、仕事をしていたりも一定の金額に満たない

時は、その分を援助(保護)してくれず。

職業訓練も優先的に受けられ、生活保護を受けてる人が技能訓練をして、就職が決まった時には自立の急の祝金として、お金も支給されます。

とにかく、離婚して子供を抱え自立するには、これ等の公の機関を大いに活用させて頂く事だと考えています。(母子寮の子供達といつても明るくて、思いやりのある良い子ばかりです。)として、子供と共に新しい人生を築く為によりよい生活づくりを致しましょう。

生活保護も、母子寮も、自立の急のステツプと考えれば気が楽になります。

何事も、その人自身の受け取り方、受けとめ方によつて、毎日を楽しくもさせ、又つまらなくもさせてしまうものです。

世の中は常に変化しています。その流れに上手に自分を適応させ生きて行きたいと思つていきます。

離婚講座でのふれあいを、いつまでも大事にして行きたいと思ひます。

今後もしよろしく御指導の程お願い致します。(S)

●27回、28回 離婚講座のお知らせ

●期日/9月28日(午後時半~4時)

●会場/青山ラ・ミアビル5F

(地下鉄表参道A5出口から)

●受講料/500円 ●定員100名

●講座内容

一、離婚と自立(孤独と日本の主婦

一、ワイヤ知恵子(ルトマ)と広報部

二、離婚に關する法律と金銭典子保護

三、債向とディスカッション

●アンケートにご協力を!

多くの方からアンケートのご協力ありがとうございました。アンケートは、離婚の実態を把握し、これから離婚する女たちが、少しでも苦勞を和らげていけるようにとの願いがこめられ、つくられたものです。

まだ、お出しになっていない方、ぜひ協力願ひます。

(編集局)

“ほんど”いほんど”へのおかけとい

★ニコニコ離婚講座を母体とする、ほんどいほんど”の会も、次回で四回目となります。優雅なサンパティックサロンでの二時間は、有意義で楽しいものですが、時間が短かく、また参加者が多くなり、ほかほかまとまとした話ができません。そこで、世話役の方たちと話し合、た結果、次回よりシニアとジュニアのニグループに分けて話し合いを進めることになりました。

★シニアグループ

- (A. 参加資格 B. 年間テーマ)
- C. 会期 D. 会場)

A. 離婚体験者及びそれに準ずる人

B. 母ヒ子の生きかた

C. 離婚体験を活かせる社会

D. 毎月オズ木曜(午後6時半～8時半)

新大手町ビル・サンパティックサロン

★ジュニアグループ

A. 離婚した人、するかもしれない人、したくない人、したい人

B. 家族の絆と

C. 女の一人ぐらし

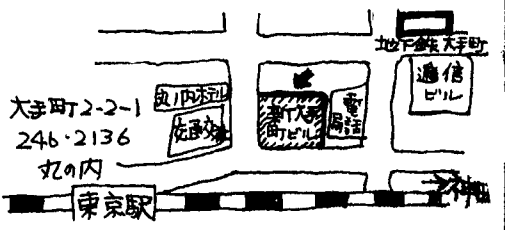
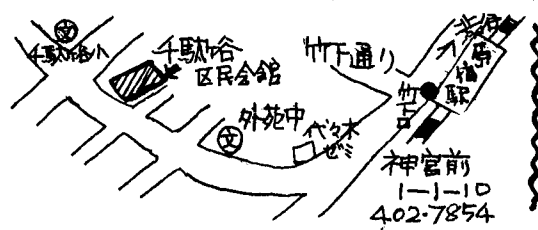
D. 毎月オズ土曜(午後2時～4時)
千駄ヶ谷区民会館和室

★シニアグループでは次回、みなさまから「私の要望」としていろいろなご意見、お話を聞かせていただきたいと思っております。それを次々回から、ひとつずつ全員で話しあっていき、く予定です。ゲストをお招びすることも考えています。

★ジュニアグループは、年間テーマは掲げていきますが、毎回「言いたい放題」「再就職と自活」「離婚と子供」の三つのコーナーを設けますので、どこでも好きなところまで話し合いをして下さい。

お子様連れでも大丈夫です。公園での話し合い、ロクニツグやハイキングも予定しています。

★どちらのグループも会費は千円。どしどし参加下さい。参加は三日前までに電話で予約して下さい。
受付時間、月～金午前10時～午後1時 402-7354



▼ 1981年9月1日
ニコニコ離婚講座発行
▼ 発行人 円より子、編集人 小島みづ子

〒150
東京都渋谷区神宮前3-33-2
原宿ハイム202 オフィス・ヨリツク